

第1章

地域福祉活動計画の概要



(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

社会福祉を推進する法律・社会福祉法（平成12年改正）には、「地域福祉の推進」が第1条、第4条に示されています。ここでは、社会福祉事業を行う者が相互に協力し地域住民が参加する地域福祉活動の推進に努めることと書かれています。そして第107条には、市町村が「地域福祉計画」を策定するとあります。名古屋市では、地域福祉計画として「なごやか地域福祉2005」が平成16年に策定されています。

地域福祉の推進が必要とされる背景には、高齢化、少子化、支え合いの意識の変化（支え合いの減少）等で、地域のなかで孤立する人々、支援を必要とする人々が増えてきているということがあげられています。一方で、これらの問題を解決するために立ち上がり、活動する市民団体やNPO（非営利団体）等が増えてきました。地域福祉の推進により問題解決を図るとともに、地域住民の積極的な地域福祉の理解と参加、多様な福祉活動や社会福祉事業のネットワークづくりが求められています。そしてこれらの取り組みにより、一人ひとりの人権を尊重する福祉のまちづくりが目指されています。

「地域福祉計画」は、市町村が策定する行政計画ですが、一方で、地域住民が中心となって地域福祉活動を推進していくための計画として「地域福祉活動計画」があります。この2つの計画の関係は、「地域福祉計画」は地域福祉推進のための基盤や体制をつくること、「地域福祉活動計画」は地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めることにあり、一体的に計画し推進するものとされています。

(2) 地域福祉活動計画の役割

「地域福祉活動計画」は、住民主体の原則に立って社会福祉協議会で作成する計画です。策定にあたっては、社会福祉事業や地域福祉活動に関わってきた各種団体や関係者、個人が参加する委員会が設置され、地域の抱える課題を把握・整理し、解決のための方法について検討されます。そのうえで、活動の目標が設定され、誰が（またはどの団体が）どのように取り組むかを、1年ごとの実施計画として計画が策定されます。

守山区においては、上記の主旨にのっとり、平成15年に「守山区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、第1次計画・平成16年～、第2次計画・平成21年～が策定され、計画の実行がなされてきました。そして今回の第3次計画・平成26年～の策定と実行に至っています。

第1次計画から第3次計画まで、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」が共通のテーマとして掲げられ、第2章以下に紹介するような取り組みがこれまで展開されてきました。「誰もが安心して暮らせるまちづくり」は全ての区民の願いです。これを実現するために、一人でも多くの住民の地域福祉活動への参加が期待されます。そのためにも、第3次計画の内容を多くの住民に伝え、理解していただく取り組みが重要になっています。

2

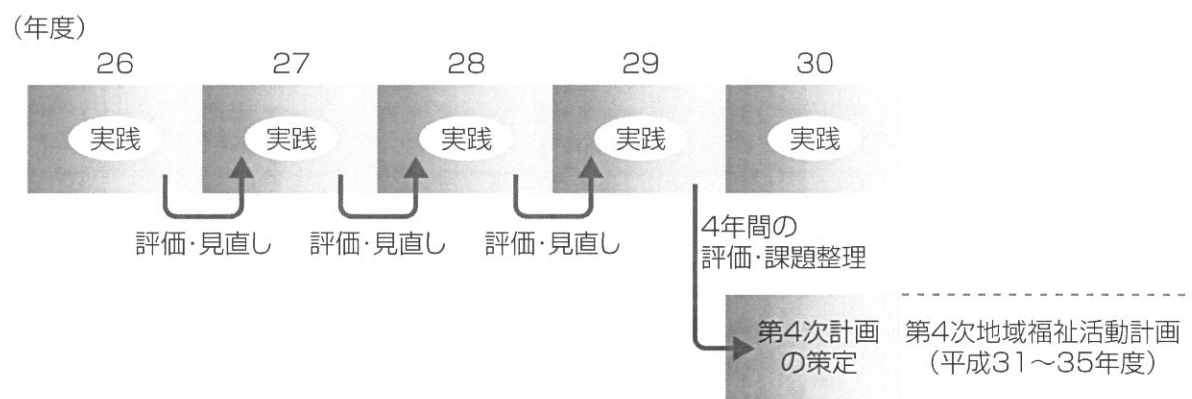
第3次地域福祉活動計画の概要

(1) 計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5ヶ年です。

平成26年度から平成29年度を主な実施期間として、各年度ごとに推進状況の評価と必要に応じて見直しを行いながら実践を進めます。

平成29年度には、それまでの4年間の推進状況の評価し、今後の課題を整理します。その結果を平成30年度に行う第4次計画の策定に反映します。



(2) 理念

誰もが安心して暮らせる“福祉のまち守山”を目指して！

～わたしから始まる助け合い～

第1次計画の策定にあたり、理念として地域福祉の普遍的なテーマである「誰もが安心して暮らせる福祉のまち」の実現を掲げました。第2次計画においても、この理念を引き継ぎ、地域福祉の推進に取り組んできました。第3次計画においても、この理念を踏襲します。

また、第3次計画の特徴を踏まえ「わたしから始まる助け合い」というサブタイトルを設定しました。

このサブタイトルには、第3次計画に関わる一人ひとりの「わたし」たちが主体となり、地域で発生している課題の解決に向け、その一歩を踏み出し、地域住民同士の「助け合い」へと広がっていくという思いを込めました。

(3) 計画の特徴

<問題解決指向型の計画>

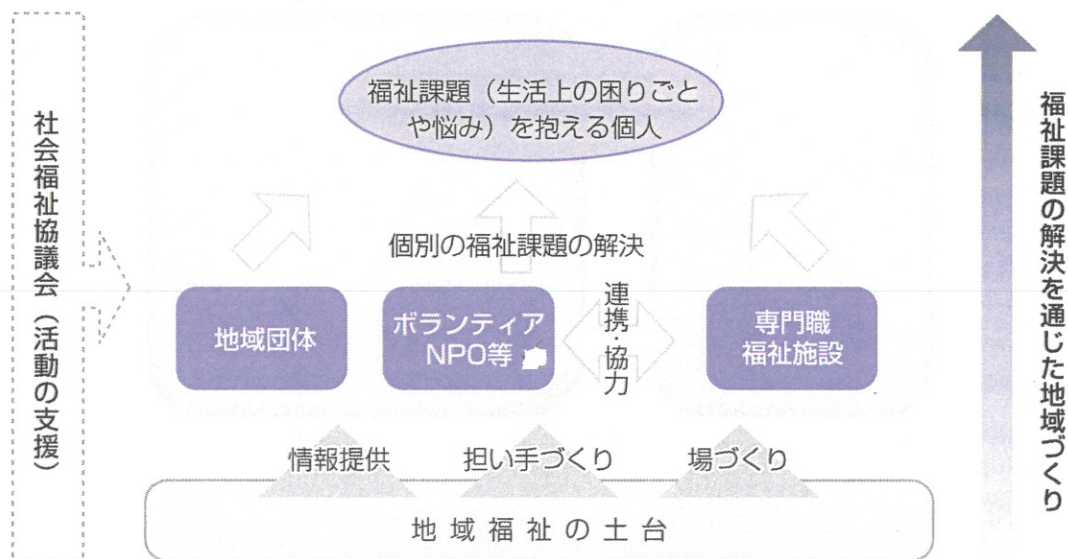
今日の社会環境の変化の中で、生活上の不安や困りごとは多様化する傾向にあります。人によってそれぞれ異なる不安や困りごとに対応するには、様々な主体や方法による支えが必要であり、従来にも増して、地域に暮らす住民による地域福祉活動が求められています。

一方で、町内会・自治会に加入しない住民の増加や老人クラブや子ども会の加入者数の減少などにより、地域福祉の担い手となる人材が不足したり、身近な地域の中での助け合いの仕組みがうまく機能しなくなることで、地縁組織や福祉団体による地域の問題解決力が低下しているという課題も生じています。

これまでの第1次計画や第2次計画では、福祉情報の提供や担い手づくり、住民が気軽に集える場づくりなど“地域福祉の土台づくり”を行ってきました。

本計画の策定においては、社会情勢の変化やこれまでの計画の取り組みを踏まえ、さらに一歩取り組みを進め、地域福祉の基礎づくりに加え、多様化する“個別の福祉課題の解決”を通じて地域づくりを進める「問題解決指向型」の計画を目指しました。

<個別の福祉課題の解決を通じた地域づくり>



<身近でわかりやすい課題の設定>

地域福祉活動計画を検討する際の基礎単位となるワーキンググループでは、従来、地域福祉に関する情報、人、場など、高齢者や障がい者、子どもなど対象分野を横断した課題を設定し、策定作業を進めてきました。

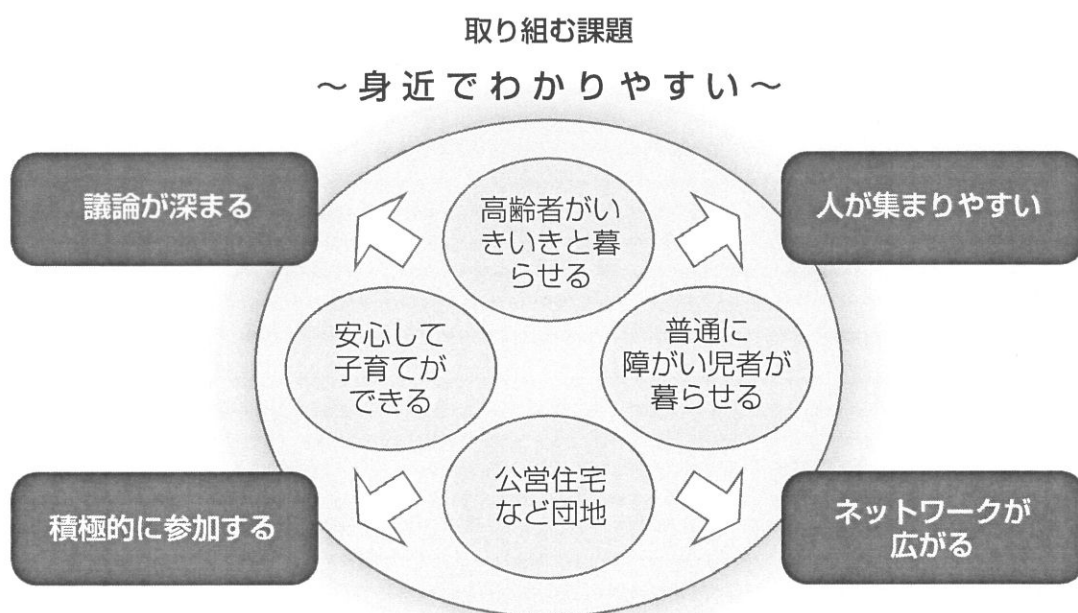
しかし、策定作業に関わる方々が関心を強く持つ分野や地域、活動がそれぞれ異なることで、議論が十分に深まらず、計画の推進にあたって主体的な取り組みが生まれにくいという課題があり

ました。

本計画が目指す、生活のしづらさを抱える人の「個別の福祉課題の解決を通じた地域づくり」を進めるため、委員の方々が課題についてより深く議論を深め、計画策定後の推進においても一丸となって積極的に取り組む必要があります。

そのため、本計画の策定にあたっては、一般的に福祉の対象として理解しやすい「高齢者」、「障がい児者」、「子育て中の親子」、そして、守山区の特徴として、市内で2番目に大きな規模である市営本地荘をはじめとして多くの公営住宅があることから「団地」としました。

<4つの課題設定>



(4) 策定方法

本計画の策定にあたっては、公募委員をはじめ、ボランティア、民生委員児童委員、町内会長など学区組織の関係者、福祉施設の職員に参加いただき、検討を進めてきました。

実際の作業は、4つのテーマごとに設定したワーキンググループにより行ないました。まず、それぞれのテーマについて現状や課題の把握を行い、それをもとに、明らかになった福祉課題や地域福祉活動の状況を整理し、課題解決のための具体的な取り組みを検討しました。

取り組みを検討する過程では、例えば、「高齢者と子どもの交流」のようにテーマを横断するアイデアが出されました。こういった取り組みについて検討するため、各ワーキンググループから数名のメンバーを出し合い、横の議論を深める「合同ワーキング会議」を開催し、検討を進めました。

<策定の体制>

